

第 1 0 0 号議案

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「別表第 1 第 2 項」の次に「及び第 6 項」を加える。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 別表第 1 第 6 項に掲げる適用区域 当該計画図 3 に掲げる壁面の位置の制限の数値

第 7 条の 2 中「（第 9 条に規定する特定地区防災施設道路に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）」を削る。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物は、この限りでない。

第 1 4 条中「かかる」を「係る」に改める。

第 1 5 条中「第 8 条、第 1 0 条及び第 1 1 条」を「第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条から第 1 1 条まで」に改める。

第 1 7 条第 2 項の表中

「（ 3 ） 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、
防火構造とすること。」

- 「（３） 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。
- （４） 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第８６条の４各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。以下同じ。）で延焼のおそれのある部分に、２０分間防火設備（建築基準法施行令第１０９条に規定する防火設備であって、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後２０分に間に当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を設けること。
- （５） 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、２０分間防火設備が設けられていること。」

改める。

第１８条中「この条例の各規定（第４条を除く。）」を「第７条第１項第１号から第４号まで、第８条及び第９条の規定」に改める。

別表第１に次のように加える。

6	東京都市計画防災街区整備地区計画柳原一・二丁目地区防災街区整備地区計画
---	-------------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の決定に伴い、条例の規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。